

琉球藩王尚泰の上京の意義

川畑 恵

はじめに

小論は、一八七二（明治五）年に琉球藩が設置され、一八七四（明治七）年の台湾出兵を経て、一八七九（明治一二）年に沖縄県が設置されるまでについて検討することを目的とする。琉球処分は、沖縄県設置過程をその範囲に含んでおり、その研究は、いわゆる「沖縄学」⁽¹⁾の中でも深く研究されてきた分野ではある。しかし最後の琉球国王（琉球藩設置以後は藩王）尚泰の動向は、あまり研究されていない。⁽²⁾ 筆者は、琉球処分は日本政府からするならば、琉球国王（藩王）による琉球の版籍の返上という形式を踏むこと、つまり琉球の廃藩置県には、版籍奉還、もしくはそれに代替するものがその前提として必要とされた、との視点に立っている。そしてその中心をなすものを、一八七二（明治五）年九月の琉球藩設置に求めている。⁽³⁾ しかしその際、上京して明治天皇に拝謁し、「陞シテ琉球藩王ト為シ叙シテ華族ニ列ス咨爾尚泰其レ藩屏ノ任ヲ重シ

衆庶ノ上ニ立チ切ニ朕カ意ヲ体シテ永ク皇室ニ輔タレ欽ヨ哉」⁽⁴⁾との勅詔を拝受したのは、王族及び藩の重臣であった。琉球処分全過程を通じて、尚泰は病中であつたことを理由に、表に出でることはなかつたのである。

小論は、尚泰の動向及びその周辺から琉球処分を検討することを試みるものである。琉球処分は、言うまでもなく、他府県の版籍奉還、廃藩置県とは異なり、国際問題へと発展する可能性を有していたが、小論は藩王の上京問題を中心に検討する関係上、国内的処分に焦点を置くことをあらかじめ限定しておく。小論では、国王から藩王を経て華族へと変遷していく過程を、政治史的にとらえることを目的とするものである。

なお以下において、琉球・沖縄という呼称は、沖縄県設置以前については、地方・地域を表す場合は沖縄、王国⁽⁵⁾藩を含めた行政単位としては琉球を使用する。

第一章 琉球王国から琉球藩へ

政府部内要路に於いて、最初に琉球案件を取り上げたのは、井上馨大蔵大輔である。一八七二（明治五）年五月、井上は「琉球国ノ版籍ヲ収メシムル儀ニ付建議」を正院へ提出した。井上がこのような建議を提出したのは、大蔵省の内政事務管掌によるものと思われる。それに引き続き井上建議に対する左院の答議、また山県有朋陸軍大輔の建議が提出されている。最初にそれらの中から、琉球国王の地位・存在に関する箇所をみていこう。まず井上は、琉球国王尚泰に対して、

（前略）尤彼従前支那ノ正朔ヲ奉シ封冊ヲ受候由相聞、我ヨリモ又其携式ノ罪ヲ匡正セス、上下相蒙曖昧ヲ以數百年打過行トモ不都合ノ至ニ候ヘトモ、君臣ノ大体上ヨリ論シ候ヘハ、仮令我ヨリ涵容スト雖モ、彼ニ於テハ人臣ノ節ヲ守リ聊悖戾ノ行不可有義勿論ニ候。況百度維新ノ今日ニ至リテハ到底御打捨被置候筋ニモ無之ニ付、従前曖昧ノ陋轍ヲ一掃シ改テ 皇国ノ規模御拡張ノ御措置有之度、去迎威力ヲ挾侵奪ノ所為ニ出候テハ不可然。依テ彼ノ酋長ヲ近ク 闕下ニ招致シ其不臣ノ罪ヲ譴責シ、且前文慶長大捷以後ノ情況順逆ノ大義土地ノ形勢其他伝紀典章待遇交渉ノ上ニ表見スル証跡ヲ挙ケ詳細ニ説明シ、彼ヲ使テ悔過謝罪茅土ノ不可私有ヲ了得セシメ、然後速ニ其版籍ヲ収メ明ニ我所轄ニ帰シ国郡制置租税調貢等悉皆内地一

軌ノ制度ニ御引直相成一視同仁 皇化治浹ニ至候。（後略）⁽⁵⁾
と、琉球の版籍を収めることを求めた。翌月、左院では、井上建議の検討を重ね、全九章からなる答議を提出した。その中で、琉球国王の地位に關し次のようにいう。まず「其華族併琉球藩王ノ宣下ハ異議ナキニアラス」とした上で、その理由を

華族宣下ノ不可ナル所以ハ、国内形勢沿革ノ自來ルニ從テ人ノ族類ヲ區別シテ皇族華族士族ト稱謂ヲ定メタルハ、国内人類ニ於テ自然ニ斯ク名目ヲ設ケサルヲ得サル勢ニ立至リシモノニシテ、今般更ニ琉球国主ニ華族ノ稱ヲ宣下スヘキ謂レアラス。琉球国主ハ乃チ琉球ノ人類ニシテ、国内ノ人類ト同一ニハ混看スヘカラス。

琉球王トカ又ハ中山王トカニ封スルハ可トス。琉球藩王ニテハ藩号穩当ナラス。内地ハ廢藩置県ノ令ヲ布テ、琉球ニ更ニ藩号ヲ授ルハ名義ヲ以テ論シテモ前令ト相応セス。且ツ琉球ハ兵力单弱ニシテ皇国ニ藩屏タル能ハサルハ世ノ知ル処ナレハ、實際ヲ以テ論シテモ藩号ノ詮ナシ。故ニ藩号ヲ除テ琉球王ノ宣下アルヲ可ナリトス。（第六⁽⁶⁾章）

と述べ、井上建議が歴史的に日琉關係が密接であつたことを説いているのに対し、左院では「琉球国主ハ乃チ琉球ノ人類ニシテ国内ノ人類ト同一ニハ混看スヘカラス」とする見解を打ち出している。また八月には山県が次のように建議した。山県は、

（前略）今ヤ幸ニシテ清国ト交際ノ道開ケ鴻臚ノ官彼此往来スレハ、

之ニ説クニ我カ意ヲ以テシ、時勢ノ兩属ス可ラサルヲ明ニシ、経界所屬ノ正サ、ル可ラサルヲ論シ、我ノ曾テ其内政ヲ管スルヲ論シ、虚名ノ以テ益ナキヲ詰リ、公明ノ弁ニ抛テ正大ノ意ヲ示サハ、臣慮ルニ満清必我カ意ヲ諒トシ、我カ請ヲ允シ、而シテ後一介ノ使ヲ馳セ琉球ニ論スルニ我ノ意ヲ以テセハ、則皇清兩國睚眦ノ患ナク中山ノ地三寸ノ舌ニ因テ定ムヘシ。而シテ後其主ヲ朝セシメ、我ノ華族ニ列セシメ、我ノ政令ヲ奉セシメ貢獻ノ礼ヲ定メ、保護ノ法ヲ立テ、而後二万国ニ布告シ、永ク我カ版圖ニ属スルヲ明示セハ、亦 聖上覆育ノ洪恩遠ク彼ノ南方ニ光被シ、僻島ノ人類永ク我雨露ノ沢ニ浴スルヲ得ン（後略）

という。これには「国郡制置租稅調貢等悉皆内地一軌ノ制度ニ御引直」（井上建議）と同様、「其主ヲ朝セシメ、我ノ華族ニ列セシメ、我ノ政令ヲ奉セシメ」との方針はみられるが、井上建議にはみられない日清間の対話を求める姿勢も打ち出されている。

以上、琉球処分は、その処分着手の必要性は認められていながらも、その在り方を巡って政府内部で異なった見解が存在していたことがわかる。明治政府の琉球処分発端において、琉球王国・琉球国王に関する認識がどのようなものであったかについて、上記の二建議一答議の検討を続ける。

琉球国王の地位・存在に関して、井上建議の眼目とされる箇所は、「彼ノ酋長ヲ近ク 闕下ニ招致シ其不臣ノ罪ヲ譴責シ」、「彼ヲ使テ悔過

謝罪茅土ノ不可私有ヲ了得セシメ、然後速ニ其版籍ヲ収メ明ニ我所轄ニ帰シ国郡制置租稅調貢等悉皆内地一軌ノ制度ニ御引直」とする観点である。この井上建議には、一方において琉球を「内地一軌ノ制度ニ御引直」すことを目指していたものの、それに対する強い阻止的要因を琉球が有していることに配慮していない、との指摘があるが、井上の主張である「内地一軌ノ制度ニ御引直」すことの前提とされたのは、「彼ヲ使テ悔過謝罪茅土ノ不可私有ヲ了得セシメ、然後速ニ其版籍ヲ収メ明ニ我所轄ニ帰」すこと、すなわち版籍を奉還することであった。井上建議は、明治天皇・明治新政府と琉球国王・琉球王国との関係を、「一視同仁 皇化治浹」とする中で捉え直し、国内レヴェルで処理していくものであった。

それに対する左院答議は名分論（＝日清両属説）の観点からのものであり、答議中の「琉球国王ハ乃チ琉球ノ人類ニシテ国内ノ人類ト同一ニハ混看スヘカラス」とする認識には、政府内部で伝統的な琉球＝異国論が根強く存在していたことを示しているとの指摘がある⁽⁹⁾。しかし一八七二（明治五）年段階で議長後藤象二郎以下の左院構成メンバーが、伝統的琉球＝異国論を主張できるかについては疑問が残る⁽¹⁰⁾。ここで左院が正院から琉球処分の審議上陳を命ぜられ、井上建議と異なる内容の答議を提出した背景には、地方統治に関する大蔵省と左院との見解の相違があり、それが対琉球施策にも少なからず影響を及ぼしていることが指摘できる。そのことは左院答議中にも、琉球使人接待に関し、「外務省ニテ

権リニ其事ヲ掌ル寧ロ大蔵省ヨリモ便ナリトス」(第四章)とする見方にも表れている。そしてこの答議は、第七章の、

皇国ハ東西洋一般ニ知ル所ノ帝国ナレハ、其下ニ王国アリ侯国アルハ当然ノ事ナレハ琉球ヲ封シテ王国ト為ストモ侯国トナストモ我為ント欲スル所ノ俣ナレハ、藩号ヲ除キ琉球王ト宣下アリテモ我帝国ノ所屬タルニ妨ケナシ。⁽¹²⁾

との規定へとつながる。この第七章には、「朝貢―冊封」関係⁽¹³⁾の発想が窺える。左院答議は、井上・山県両建議とは異なり、日清両属を可としたものであった。しかしそれは琉球王国及び清国からみた日清両属ではなく、あくまで日本から捉えた日清両属であって、琉球王国及び清国の納得できるものではなかった。第八章には、前章を承けて「我ヨリ琉球王ニ封シタリトモ更ニ清国ヨリモ王号ノ封冊ヲ受クルヲ許シ、分明ニ両属ト看做スヘシ。」⁽¹⁴⁾と規定するが、中国と琉球との歴史的関係を無視して「我ヨリ琉球王ニ封」することが清国へどのような影響を及ぼすのか、について考慮されていない。日清修好条規締結下にあっても、左院答議は井上建議と同様、琉球王国の日本への統合に対する強い阻止要因である清国との歴史的関係に配慮しているものではないのである。

山県建議には、井上建議・左院答議にはみられない特色として、琉球所属問題に関する日清協議の主張がみられる。しかし、琉球国王の地位に関する「其主ヲ朝セシメ我ノ華族ニ列セシメ我ノ政令ヲ奉セシメ」とする発想は、井上建議の「内地一軌ノ制度ニ御引直」とする意向に異な

るものではない。両建議は、元来、琉球王国が日本の主権範囲であることを前提としており、明治新政府が樹立されてから、特に廃藩置県が断行されてからは、沖縄が日本の一地方となることを必然としているものであった。

以上をまとめると、琉球処分とは、琉球王国が有する歴史的関係の清算を求め、日本本土と同様、版籍奉還過程、もしくはそれに代替する過程を経ることにより、中央集権国家体制に編入することを意図したものであった。そうであるからこそ、政府は琉球の版籍奉還を象徴的に演出する必要があった。そしてその契機となったのが、一八七二(明治五)年九月の琉球王国からの維新慶賀使上京であった。

同年六月二四日、在番奉行福崎助七を通じて、次のような内諭が三司官宛に通知されている。

(前略)

一、王子一人

一、三司官一人

右ハ王政御一新ニ付、御祝儀且御機嫌伺トシテ、早々参朝可有之旨、大山参事ヨリ致承知候事、

但シ是迄旧幕府へ世代リ等之折ハ、時々被参勤候事故、今般御一新ニ付テハ、国王自親参内相当ノ事候得共、右ハ御用赦被為在、国王名代トシテ、右ノ通り此節来着ノ豊瑞丸へ乗付、可被致発程、自ラ表通りハ使節ヨリ達シ可有之候へ共、仕舞等ニ拘ル事候間、

我々共ヨリ致内達候様、参事ヨリ致承知、此段御用達申置候事、

(中略)

一、無申迄事候得共、朝命ノ儀ニ候得ハ、命令通早々可被致御請、
若哉遅々たる評議有之候テハ、皇威ノ軽重ニ関リ不容易事候間、

其段ハ能々可被相心得候事、(後略)⁽¹⁵⁾

この内論については、「是迄旧幕府へ世代リ等之折ハ、時々被参勤候事
故、今般御一新ニ付テハ、国王自親参内相当ノ事」以下には、旧幕府へ
の「参勤」ハ琉球使節の江戸上りという近世的外交論理(真栄平房昭
氏)が継承されていたこと、及びこの内論が「朝命」であることを強調
し、派遣が遅延すれば「皇威ノ軽重」に関わる重大事とされていたこと
が指摘されているが、それに付け加えるならば、この段階に於いては国
王自身による上京は、まだ予定されていないことが挙げられよう。国王
名代による上京から国王のそれへと変化していく過程が、政府による琉
球処分と並行して行われていくことになるのである。

琉球王国から維新慶賀使が上京してきたのを機に、日本政府は琉球王
国を琉球藩に改め、国王尚泰を琉球藩王となし、華族に列した。またこ
の時、琉球王国が外国と締結していた条約も日本政府が引き継ぐことに
なった。その際日本政府が諸外国に対して通知したその中で、アメリカ
公使からは「此頃日本政府ヨリ琉球島王へ辞爵讓地ヲ促カサレ同人義日
本帝国中ノ故大名ト同格ニ列セラレ華族ニ叙セラレ候旨宣下有之由閣下
ノ御シラセニテ承知仕候⁽¹⁷⁾」との書面が寄せられている。これは各駐日公

使による日琉関係の一般的理解であった。そのことは八月に井上が琉球
使臣接待に関し、次のように建議していることと無関係ではない。

(前略) 然ル処琉球国版図ノ一事ニ付テハ曾テ縷々具陳仕候次第モ

有之、這回来朝ノ使人何等ノ事情可有之ハ勿論諒知難致候得共、其
使人ノ接遇ニ於ル素ヨリ欧米各国ノ特派使節トハ事実大ニ相違致シ
候義ニ付、自然旧套ノ礼節ニ因依シ殊域外賓ヲ以被為待候テハ把持
ノ国權ニ関シ不容易御不都合ヲ醸シ可申歟、加之万一彼ニ於テ不臣
抗衡ノ念慮等有之時ハ却テ彼ニ辞柄ヲ授ケ候道理ニ相当リ、到底不
可然ト存候ニ付、此般接対ノ礼ハ大略版図内ト看做シ旧習ヲ改革致
シ漸各地方官朝集一般ノ御処置ニ帰シ候様仕度、右ハ御躰裁ニモ致
關係候義ニ付厚御詮議被為在度(後略)⁽¹⁸⁾

つまり、国内問題として処理するよう求めているのであって、今般の派
遣は他国に通知する必要のない国内問題として扱われるべきものであつ
たのである。真栄平氏は、維新慶賀使の天皇拝謁式の実態は、日本の琉
球に対する冊封儀礼に他ならなかった、というが、まさにこの時、琉球
に対する版籍奉還に代替する意義が認められる。つまり、日中両属下に
あつた琉球王国以来の政治形態に楔を入れたことになる。その目的は、
琉球を他府県並にすることによって、集権化への移行を容易にすること
であつた。版籍奉還は、封土の新政府への集中を企図することにその端
を発する。幕末以来の混乱は、藩の維持を困難なものとし、藩の自立性
の低下は、藩に対する政府管理の強化を招来することになる。琉球の場

合、藩を置くことによって明治政府による一元的統治が図られ、政府の管理が強化される。そうすることによって、明治政府は琉球の廃藩置県へと向かうことが可能となるのである。副島種臣外務卿は九月一五日、正院へ宛て「此度琉球使臣尚泰二代り封冊ノ証書ヲ謹領し候上ハ弥以て我藩属の体制徹底ニ到り候様御処分有之⁽²⁰⁾、五ヶ条を挙げ、「右条々ハ入朝ノ使臣帰藩迄ニ被仰付度」とするが、それはおおむね叶えられた。特に政府からの「冠服」授与は、国家儀礼の衣装が中国風から日本風へ「衣替え」したことを意味するものであった。⁽²¹⁾

安良城盛昭氏は、琉球処分は版籍奉還なき廃藩置県であると規定した。安良城氏は、琉球処分以前の時点での版籍奉還の欠如理由を、琉球藩の負ってきた特殊な歴史的経緯が大きく作用していたことに求め、次のようにいう。⁽²²⁾

要するに、琉球藩では、上からの要因からみても、下からの要因からみても、版籍奉還が行われる歴史的条件は全く未熟なのであって、このような事情が、先に指摘した、数百年間中国の冊封体制とかかわり続けてきた歴史的経緯と、藩庁中枢を守旧・保守派が握っていた政治的条件と結びついて、「版籍奉還なき廃藩置県」という琉球処分のきわだった特質が生じてきているのである。（傍点は原文通り）

と。琉球の場合、日本の他地域とは歴史的経緯を異にするという前提が存在する以上、版籍奉還が行われなかったのは氏の説くとおりである。

しかし廃藩置県を行うには、その前提となるべき集権化への移行の開始が必要である。そしてその画期は、一般的には版籍奉還であり、琉球処分においても、それに代替するものが必要とされた、という見解を小論はとっている。琉球処分には、琉球⇨沖縄史における版籍奉還、もしくはそれに代替するものが求められており、政府の側からそれを強く演出した。すなわち琉球処分⇨沖縄の廃藩置県ではなく、琉球処分⇨沖縄の版籍奉還⇨廃藩置県なのである。⁽²³⁾ 維新慶賀使の天皇拝謁式は、明治政府が目標とした中央集権国家の一地域として琉球を位置づけることの確認であったのである。

政府は維新慶賀使の上京を捉えて、最大限にこれを活かした。しかし、琉球国王から藩王への転化は出発点であり、次の段階への通過点に過ぎないものであった。その次段階は、一八七四（明治七）年の台湾出兵である。

一八七一年（明治四）年末、難破して台湾に漂着した琉球民が、「生蕃」に暴行・虐殺された事件に端を発し、日本軍の台湾への派遣へと展開したこの事件は、最終的には大久保利通内務卿により外交決着するが、その大久保は一八七四（明治七）年二月、「琉球藩処分着手ノ儀⁽²⁴⁾」を提出し、「今般清国談判ノ末蕃地御征討ハ回国ヨリ義拳ト見認め、受害難民ノ為メ撫恤銀ヲ差出候都合ニ立到り、幾分カ我版図タル実跡ヲ表シ候」と、出兵後の琉球藩処分実施を訴えた。そして、

征蕃ノ拳ハ琉球難民ノ為メ保護上ヨリ不得止ノ義務ニ出テ、巨万ノ

金額ヲ費シ御処分相成候訳ニテ、藩王初メ深ク御趣意拝戴早々上京
恩義ヲ奉謝儀当然ノ事ニ候（中略）藩王ノ上京ヲ被為命御教諭有之
度儀ニ候ヘ共、是迄自身来朝致候事無之万一左右ニ托シ、直様上京
不致事共有之候ハ、御謹責ノ外無之儀ニ付（後略）

と、琉球処分過程で、藩王自身による上京問題が言及されてくる。そし
て、「施設ノ順序改革ノ個条見込ノ次第モ有之候間琉官上京ノ上時々上
裁ヲ経委曲説諭ヲ加ヘ着手致度」と、本格的な処分に着手することにな
る。しかし琉球藩重臣及び士族は、一部を除き、政府の意図とは逆方向
へと態度を硬化させていく。

第二章 琉球藩から沖縄県へ

一八七四（明治七）年末の内務卿何に基づき、琉球藩重臣の与那原親
方、池城親方等が東京へ呼ばれ、翌一八七五（明治八）年五月九日、琉
清関係の清算とともに、「藩王為恩謝来朝并ニ藩政変革官員派出等ノ
件々兼テ許可致置候ニ付猶着手ノ順叙緩急等取調可伺出事」²⁵等の具体案
が内務省より出された。そして松田道之内務大丞の琉球出張が五月一三
日に決まった。松田は五月二九日、大久保へ宛て処分着手の伺一五条を
提出するが、それには藩王に関する条項が七条を占めている。松田はそ
の中的一条にて、藩王と天皇との関係を伺出ている。それによると、
藩制改革ノ儀ハ遂ニハ府県同一ノ制ニ至ラシメラル、御趣意ニテ右

御着手ノ初歩ト存候。然レ共猶藩王ニ被任置候上ハ小島ト雖トモ自
ラ立君政治ト見做シ、藩王ハ

天皇陛下ニ対シ君臣ニシテ、藩内ノ人民ハ藩王ヘ対シ又君臣ノ名分
ヲ存シ置ル、儀ニ可有之乎。依テ若シ藩治改革ノ御趣意条理等尋問
ノ節ハ、前件ノ趣ニ基キ藩王ノ称アル以上ハ固ヨリ立君国ニテ其人
民ハ藩王ノ臣民ナリ。然レトモ藩王ハ

天皇陛下ノ臣ニシテ且藩屏ノ任アレハ、其人民ヲ統撫スルノ任ヲ
天皇陛下ヨリ受ケタル者ニテ其人民モ

天皇陛下ニ対シテハ即チ所謂大君トシ事ユルノ義アリテ、維新以前
ノ諸藩ノ制ト異ナルコトナシ。且政治ノ本旨ヨリ論スレハ藩王ノ為
ニ人民アルニ非ス人民ノ為ニ藩王アル義ナレハ、乃チ

天皇陛下ヨリ人民ノ為ニ藩王ヲ置テ、仮リニ君臣ノ義ヲ結ハシメ之
ヲ統撫セシメタルモノト謂フヘシ。故ニ其大制ニ至リテハ固ヨリ
天皇陛下ノ裁制ニ出ツヘキ儀ニ付、当今府藩県制置体裁ノ上ニテ其
義ニ協ハス其体ニ合ハス其改メサル可ラサルノ要件ハ今ヨリ改正ニ
相成筋ニテ、乃チ官名ヲ改メ勅奏判ノ階級ヲ立テ藩制ノ体裁ヲ定メ
ラル、儀ニ有之、就中藩王親ヲ政ヲ執ルヘキ条理ナルニ、其長幼ヲ
不問常ニ撰政ノ官ヲ置クハ最モ無謂儀ニ付此等ノ如キ改正ノ第一ト
スヘキ筋共申聞ケ可然哉²⁶

として、天皇↓（藩王↓）人民という直線的な統治の方向と、そして藩
王は「天皇陛下ヨリ人民ノ為ニ」置く、とする見方が窺える。この条項

は、「藩制改革ノ儀ハ遂ニハ府県同一ノ制ニ至ラシメラル」ことを目的としており、「官名ヲ改メ勅奏判ノ階級ヲ立テ藩制ノ体裁ヲ定メラル、儀」、すなわち「府藩県制置体裁」となることを伺出ているのである。

一八七五（明治八）年時における府県、特に反政府的動向の窺える難治県に対しては、厳しい弾圧と積極的な県政への介入政策が採られ、総体的には、府県統廃合による区画変更と府県数の減少が図られている状況にあった。⁽²⁷⁾内務省の、琉球に対する処分着手の伺は、そのような状況下にあつて作成されたものであつた。また同年三月及び四月の『大久保利通日記』には、与那原親方等への説論の記事に事欠かない。処分着手の伺作成に、説論の過程、つまり内務省と琉球藩官員との交渉を通じて得られた結果が反映していることも推測できる。しかし、伺を見る限り、琉球側の意向が組み込まれたとは考えにくい。内務省は、琉球問題に対して、一方で琉球藩官員の要望を聞きながら、他方において前述した難治県の状況も勘案しながら伺を作成していたと思われる。すなわち、処分着手の伺には、難治県処理と同様の意向が示されたとも考えられるのである。それだからこそ、特に藩王に関しては、「藩王ハ 天皇陛下ノ臣ニシテ且藩屏ノ任アレハ、其人民ヲ統撫スルノ任ヲ 天皇陛下ヨリ受ケタル者」との規定を明示することで政府の意志を示しながらも、他方では、別条項の冒頭でいうように、「藩王上京ノ儀ハ該藩ノ最モ所難ニ候」と、藩王問題の扱いに繊細さを求めているのである。

松田は七月一〇日、琉球に到着し、その当日から琉球側との折衝に入

つた。そして一四日首里城にて松田は、藩王謝恩上京について琉球側に對し、次のように述べた。すなわち、

（前略）藩王上京ノ事ニ至テハ藩王病ニ罹リ急ニ快復スルコトヲ得サルノ事実アラハ、其証トシテ医員ノ診察証書ヲ添ヘ藩王上京暫ク延期先ツ不取敢今帰仁王子上京云々ノ旨ヲ記シタル書面ヲ拙者ニ差出タサルヘシ。然レトモ藩王若シ二十日乃至三十日間ニハ病愈ユヘキノ目的アレハ、即今今帰仁王子君上京ニ及ハス。藩王病愈ユルヲ待テ親ヲ上京セラルヘシ。若シ五十日間乃至百日モ愈ヘサルノ病況アレハ前陳ノ手続ヲ行ハルヘキ旨等ヲ述ヘ（後略）⁽²⁸⁾

さらに、藩王の病状如何による上京予定を述べた後で、

一 従来隔年朝貢ト唱ヘ清国へ使節ヲ派遣シ或ハ清帝即位ノ節慶賀使差遣シ候例規有之趣ニ候得トモ自今被差止之条（説明文略、以下同じ）

一 藩王代替ノ節従前清国ヨリ冊封受ケ来リ候趣ニ候得共自今被差止之条

一 藩内一般明治ノ年号ヲ奉シ年中儀礼等總テ御布告之通遵行可致之条

一 刑法定律ノ通施行可致因テ取調ノ為メ担当ノ者兩三名上京可致之条

一 藩制改革之条

一 学事修業時情通知ノ為メ人撰之上少壯ノ者十名程上京可致之条

一 在福州ノ琉球館廃止可被致事

一 謝恩トシテ貴下上京可被致事

一 鎮台分宮ヲ被置事⁽²⁹⁾

等のことを正式に御達書を以て通告し、速やかなる遵奉を求めた。琉球側は執拗に現状維持の歎願を繰り返し、婉曲に引き延ばしを図った。約二ヶ月にわたる琉球滞在中、ほとんど毎日のように琉球側と折衝した松田は、帰京直後の九月二十五日、三条実美太政大臣宛に復命書を提出した。これによると琉球藩庁内は、「藩議遂二三党二分レ其一ハ(中略)我カ政府ヲ恩義アリトスルノ党ナリ。其二ハ(中略)清国ヲ恩義アリトスルノ党ナリ。其三ハ(中略)藩吏一度直ニ政府ニ向テ歎願シ遂ニ聴許ヲ得サルニ至テ而シテ遵奉スルトキハ内外ニ対シテ答弁スヘキノ辞アリトス。是要路ノ党ナリ。」と分析されている。翌二六日、伊知地貞馨内務六等出仕と連名で提出した復命書では、「細カニ分析シテ論スレハ十二ニシテ九分ハ遵奉一分ハ未タ相残レル⁽³¹⁾」とする見方を示している。二九日、大久保は「松田伊地知入来琉球応接ノ顛末承知⁽³²⁾」と報告を受ける。そしてそれは一〇月八日付三条宛大久保書翰に示す「速ニ断然之御指揮有之様祈望仕候」とする視点につながる。この書翰は、上京した琉球藩官員が政府に提出した上書の趣旨が、次にみる尚泰請書の趣旨と齟齬しており、断固たる処置を求めたものであるが、⁽³³⁾そのような強硬な態度をとれたことの基礎には、前述した松田等の分析がある。尚泰請書とは、九月九日に琉球藩王尚泰名で松田宛に提出されたもので、その要旨は「(前略)

藩吏之内人撰之上拙者之委任ヲ与ヘテ上京セシメ今一応政府へ申上其上御採用無御座候ハ、東京表ニ於テ直ニ御請可申上候条此儀御許容被下度御依頼申上候也⁽³⁴⁾」としたところにある。松田はこの書面を重視し、

(前略) 既ニ藩王ニ在テハ余ニ対シ此書面ヲ以テ証シタル以上ハ、則チ政府ノ聴許ヲ得サルニ於テハ到底一ノ遵奉ニ帰着セサルヲ得ラス。而シテ政府ハ曩ニ余ニ命シタル所ノ主意ニ於テ、毫モ不動即チ此上京歎願ノ旨ヲ聴許セサルコトハ余ノ疑ヲ容レサル所ナリ。然レハ藩王ニ在テハ既ニ此書面ヲ余ニ送ツテ証シタルハ、余ハ之ヲ即チ命令遵奉シタルモノト視做スナリ⁽³⁵⁾

との視点から、琉球藩官員がどのような言動をとつても効力を有しないとの認識を示している。大久保は、藩庁の大多数は程度の差こそあれ遵奉やむなしとする意向であり、発生する摩擦を最小限に押さえれば、政府側の意図する琉球処分は比較的容易に達成できると判断していた。つまり、上京中の琉球藩官員が尚泰請書に背くような行動をとつた場合、これを取り締まることは、尚泰請書に示された藩王の意志に添うものと判断したのであり、藩王の権威を有効利用したのである。藩王の実際の意図がどうあれ、政府は処分を遂行する上で藩王の存在と権威は不可欠としていたのであり、諸大名がそうであったように、最終的には近世的な藩王から近代的な華族への転化が目的とされていたのである。

処分官一行の二度目の琉球出張は、一八七九(明治一二)年に入ってからである。その間に上京中の琉球藩官員への説諭、在沖繩の内務省出

張所に於ける折衝と並行して、警察・裁判両事務の内務省出張所への引継ぎ、陸軍兵營建設などが着実に進行されており、その一方で、清国天津にて竹添進一郎が琉球帰属に関する日清交渉を担当していた。この時期、清国はロシアとの間で「イリー一件」を決着し、琉球帰属問題に関しても従来よりは関心を深めつつあった。その過程で竹添は、一八七八（明治一）年一月七日、大隈重信大蔵卿、伊藤博文内務卿宛に「支那政府ハ幾分歎強ミヲ生シ可申其上何如璋より（中略）千形万状アシサマニ支那政府ニ申越シ候趣ニ付ては或は我レヲ輕視スルノ端ヲ開キ候も難計⁽³⁶⁾」と書き送り、注意を促している。また内務省本省では、内務大書記官となった松田等によって、「琉球藩処分案」が練られていた。その中で藩王の居住問題に関しては、

廃藩置県ハ固ヨリ其藩王東京居住ノ一段ニ至テハ得失相半ハスルモノアリ。何トナレハ廃藩ノ事ノミヲ行フモ土人ノ動揺予知スルニ足ル。加フルニ藩王ヲシテ其地ヲ去ラシメントストキハ、条理ノ有無政治ノ利害ヲ問フハ抑モ末ニシテ昧死藩王ニ離ル、ヲ拒ミ幾層ノ紛擾ヲ醸スヘクシテ、到底強迫ノ処置ヲ以テスルモ行ハレスシテ、遂ニ兵威ヲ以テ拘引スル等ノ反人同一ノ処置ヲナサ、ル可ラサルニ至ルヘシ。故ニ先ツ廃藩置県藩王ハ居城ヲ退去シテ別荘ニ住居セシムルニ止メ、而シテ終始県治上ノ妨害ヲナスノ所為又妨害トナルヘキ勢ヲナストキハ何等ノ時ヲ論セス、断然嚴酷ノ処置ヲ以テ東京ニ住居セシムルモ敢テ遲シトセサルナリ。（中略）先ツ最初ハ藩王東

京住居ヲ命シ種々ノ歎願ニ依テ当分其地ニ滞住ヲ許ルサ、ノ順序（中略）トナシテ、漸クニ居城退去別荘住居ノ事行ハルヘキ乎⁽³⁷⁾として、必ずしも、上京させることが上策とはつながらず、譲歩した方策を考慮するに至っている。

一八七八（明治一）年二月二七日、松田に対し琉球藩へ出張するようにとの沙汰が下り、同日、琉球藩官員に対し「其藩吏東京在番ノ儀自今廃止候条早々帰藩可致此旨相達候事」⁽³⁸⁾が命ぜられた。翌年一月七日付伊藤宛の富川親方、与那原親方、大宜見親方、小禄親方、喜屋武親方、伊江親雲上連名の書翰で、東京在番廃止及び琉球藩官員の帰藩に反対の意を示すが、松田は大隈と協議の上これを拒絶、同日付で富川等に対し早急な帰藩を命じた。このことは先の尚泰請書に表れた藩王（＝琉球藩）の意向を完全に否定し、琉球藩処分の貫徹という政府の意志表示を行ったものとみてよい。ここにおいて、藩王上京問題を含めて、政府の意向を貫徹する方式が固まることになる。

松田は一月二五日着琉するが、翌二六日、早速首里城にて一月八日付尚泰宛三条達書（明治八年五月二九日を以て清国との朝貢関係の廃止、及び明治九年五月から裁判官を置き裁判事務を引き継ぐことを拒絶したことに対する督責）及び前回出張で明確にした政府の意向の遵奉を促した。そして、今回来琉の決答期限は二月三日午前一〇時までで、それまでに決答ない場合は遵奉なきものと認め、その旨復命するとする藩王宛書翰を、藩王代理今帰仁王子へ早々に渡している。様子見の意味合いの

あつた前回に比して、より強硬な態度で臨んでいるのである。これに對し、担当者の病氣などの理由で遅延・嘆願を繰り返した琉球藩庁は、採集期限日とされた二月三日、藩王尚泰名で、先の三条達書を拒否する旨を提出した。二月一三日帰京した松田は翌一四日、三条宛に復命書を提出して琉球藩庁との折衝具合を述べた後、次のようにいう。

(前略) 抑モ遵奉セサルノ藩議ハ今日ニ起ルニアラズシテ既ニ東京ニ於テ或ル門家ト藩吏トノ間ニ成リ藩吏帰藩ノ日ニ決シ実ニ根拠ノ深ク且堅キモノアル乎。故ニ其決答スル所亦自ラ断固タル意旨ヲ含有スルノミナラス藩吏ノ動静周旋ノ間ニ於テモ、先年通之出張応接ノ時トハ甚タ景況ヲ異ニシ、要スルニ陽ニ苦神ノ態ヲ示スト雖トモ其実大ニ恃ム所アル必然ナリ。依テ希クハ速ニ廟議ヲ定メラレ、曾而伊藤内務卿ヨリ建議ノ処分ヲ施行アランコト実ニ今日ノ急務トス。而シテ其処分ニ当テハ多少困難ノ事情ヲ生スルコトアルモ、彼ノ藩民一般ノ上ニ於テハ遂ニ大ニ幸福ヲ得テ、而シテ民心モ亦甚タ之ヲ望ムコトアルニ至ルハ信シテ疑ハサル所アリ⁽⁴⁰⁾(後略)

すなわち、琉球藩が政府命令を遵奉しない背景に、「或ル門家」の存在を窺わせており、効果的な処分遂行のためにも、自らも関わった「琉球藩処分案」の実施を希望している。松田は「琉球藩処分案」に於いて、東京滞在の琉球藩官員による駐日清国公使他各国公使への密告行動等を琉球藩の罪として数え、「此等ノ事件ヲ以テ変革ヲ行フノ条理名義トナシテ断然廢藩置県藩王東京住居等ノ処分アルコトヲ要ス⁽⁴¹⁾」としたが、

「或ル門家」が外国公使であろうが、国内の反琉球処分勢力であろうが、そのような存在が将来もたらすであろう問題の芽を摘み取るためにも、「琉球藩処分案」通りの処分を訴えたのである。

前述したように、清国も日本政府による琉球処分に関心を寄せていた。三月一日、寺島宗則参議兼外務卿は伊藤に宛て、「宍戸出発之期は是迄⁽⁴²⁾琉球之件書取次第之積、尤天津氷解之都合も有之、日本人之望は本月末に而は如何と申事に付、右に而氷解之時に可合と申置候。猶成丈急候様可致今午後更に清公使談判之積、異事有之候は、可申上候也⁽⁴²⁾」と書き送る。宍戸璣は、三月八日付で清国在勤特命全権公使に任じられている宍戸が三月末までに清国行きを希望しており、政府としてもそれまでには琉球の廢藩置県を片づけておきたい意向があつた。

松田は同年三月、三度目の琉球出張を果たし、最終的に警察官一六〇余名、熊本鎮台から沖繩分遣隊四〇〇余名を含む軍隊を派遣、その威光も背景の一つとしながら、三月二七日琉球藩を廢し、沖繩県を設置する旨を布達した。結果としては、政府の意向通り行われ、行政機構としての琉球王府はその機能を終え、王府を構成する藩王をはじめ、三七八人の有祿者と一七〇〇余名に及ぶ大小の諸役所士族がその地位を退き、藩王は華族として、また士族は新たに県官として任命された。それを不服とする旧琉球王府の反感と不満は、明治政府(＝沖繩県)への反抗、不服従、非協力の運動へと発展していく⁽⁴⁴⁾。藩王の上京問題もその例外ではなかつた。

第三章 首里から東京へ

(前略) 藩王ニ於テハ其使命ヲ奉セス不遵之奉答書ヲ呈シタル段、
実ニ難被差置次第ニ立至リ、理勢不得止遂ニ今般ノ御処分ニ相成リ
タルナリ。然レ共旧藩王ノ身上及ヒ一家一族ニ於テハ、優待ノ御処
分ヲ以テ将来安堵セシメ(後略)⁽⁴⁵⁾

一八七九(明治一二)年三月二七日、処分官内務大書記官松田道之、
沖縄県令心得内務少書記官木梨精一郎名で出された「旧琉球藩下一般ノ
人民ニ告諭ス」には、藩王の処遇について以上のように記している。そ
して尚泰へは「御用有之至急出京可致候事」、尚健(伊江王子)と尚弼
(具志川王子)には「特旨ヲ以テ華族ニ被列候事」との達書が、三月一
日付で三条実美太政大臣名で出された。旧琉球藩庁では、同日、藩王
の上京延期願のため尚典(中城王子)上京の伺を提出した。⁽⁴⁷⁾翌二八日、
尚健以下五二名の王族・士族は、「当藩ハ自ラ開闢シ素ヨリ君主ノ権ヲ
有シ御内地旧藩トハ相替リ候処廃藩被仰付候テハ君臣ノ名義相廢リ仮令
万民身上ハ如何程御撫恤ヲ蒙リ候共何共安着不罷成憂心焚ルガ如ク殆ン
ト死ニ就クノ地ニ立至リ居候次第御座候」「何卒廃藩ノ御処置ハ御任免
被成下度」⁽⁴⁸⁾とする歎願をしているが、松田はこれを厳しく斥けている。
その一方で、政府部内でも藩王上京に向けた動きが進んでいた。四月
一日、在京の伊藤は沖縄の松田へ「然ルニ藩王出発相済候迄ハ甚懸念之

至ニ御坐候故、事宜ニ寄海軍へ相談之上軍艦ヲ別ニ差越、可成速ニ藩王
上京之取計致度見込ニ御坐候。乍然船ノ都合河村へ遂相談候上ナラテハ
確ト難取極候」⁽⁴⁹⁾と書き送っている。三日になると、川村純義海軍卿は伊
藤へ宛て、藩王上京は「此際速なる方は御上策と奉存候」⁽⁵⁰⁾と書き送り、
明治丸の使用を申し出ている。政府部内では、廃藩置県を行った以上、
残された課題は清国との問題だと考えられており、⁽⁵¹⁾尚泰が病気を理由に
上京を拒絶、または延期するのであれば、勅使及び侍医の派遣が検討さ
れていた。伊藤は四月七日付の松田宛書翰の中で、藩王上京に際し、郵
便船では不都合が多いが、

(前略) 特ニ明治丸被差遣候事ニ取極申候尚幸ナル好機会ニモ有之
旁 叡慮ヲ以侍従富小路敬直ヲ内勅使トシテ藩王迎ヒ且ハ御慰勞之
為同船乗組被指越候間、着琉之上ハ貴官ヨリ富小路内勅ヲ奉シ明治
丸ヲ態ト被差遣候段藩王へ御申遣相成、富小路モ藩王へ面会ノ上内
勅御慰勞之 叡旨直ニ相達精々 聖慮貫徹候様御配神有之度候。明
治丸着琉ハ郵船ヨリ少々早マリ可申候得共、先一周日間位ハ御引留
相成候テモ宜布、万一藩王発程一周日ニテ尚用意不相整等之事有之、
実地不得止事情ナレハ兩三日ノ猶予位ハ差支不申候。都テ同船滞港
中並ニ回航之事等ハ貴官之指揮ニ從ヒ候様船將へ申含メ有之候筈、
工部卿トノ約束ニ有之申候。藩王東京住居之儀、上京之上ニテ御達
ニ相成筈ニ付テハ、暫時之滞京ニテ相済ム事歎ト考へ家族等携帶迄
ハ定テ六ヶ敷カルヘキ様被存候処、右等如何之都合ニ可相成候哉若

前条ノ都合ナレハ家族丈ケハ後便船ノ外致方有之間敷候。富小路藩王面会之節ハ内勅使之都合ニ付儀衛又ハ随員等ハ其地出張之者ニテ相当御見計ヒ不体裁無之様御注意有之度候(後略)⁽⁵²⁾

と述べ、勅使富小路の派遣と藩王上京日程等を伝えているが、注意すべきは、この時点では、ともかく藩王を上京させることに重点が置かれ、東京定住にさほどのこだわりをみせていないことである。松田は同日、沖繩現地に於いて藩王上京を容易に行われ難きものと認めつつも、今月中旬の郵便船で出発を促す書翰を尚泰宛に送り、上京必至を前提とした交渉を行う。

四月一二日、勅使として派遣された侍従富小路敬直は沖繩に着くと、翌一三日、尚泰が仮居する尚典邸へ赴き、褥中の尚泰に対し勅意及び徳大寺実則宮内卿の上京命令書を読み上げ、その直後、松田が尚泰へ対し、出発は一八日、富小路等と共に上京することを促した。⁽⁵⁴⁾尚泰は一五日、富小路に対し書面で上京延期を懇願した。同日、伊江王子以下二九名の王族・士族が、尚泰の年来の病気を理由に四、五ヶ月の延期願を連名で提出したの⁽⁵⁵⁾に対し、富小路、松田ともにこれを拒否、早急に上京することを重ねて説諭した。この段階に入ると、上京は不可避となり、沖繩側は延期を目的とする折衝に入る。一六日、今帰仁王子以下三九名は連名で九〇日の延期願を提出する。⁽⁵⁶⁾

このような状況を見て松田は一七日、木梨県令心得に内意を含ませた上で、旧琉球藩庁に対し、八〇日の上京猶予を請願するための尚典上京

を勧めた。⁽⁵⁷⁾ それを受けて一九日には、尚典が尚泰名にて富小路へ宛て、「重病ニ罹リ旅行不相叶且廃藩ニ付テハ人民説諭諸般付届方モ有之因テ八十日間延期願ノ為ノ嫡子尚典東上セシメ候間万端御都合宜シク」との書面を送り、富小路も松田と相談の上、これを承諾した。松田は二一日には伊藤へ宛て、尚泰を強引に上京させるより「嫡子之上京を許す方が却而こちら之都合に好き事を見出したり。其訳は譬へ藩王を無理に拘引するとも正統之嫡子遣る時は人心是れに依り到底家族引き上げ六ヶ敷、因而此度はすらりと嫡子を上京させ、其地に於而願を聞き届けなき旨を以而嫡子は御留置き之俣直に猶又舟と勅使と医者とを遣されたし」との判断を書き送り、二三日午後二時の出帆を決めた。政府の方でも沖繩現地の情報から二五日、伊藤は「藩王出京ハ却而廃藩之処置ヨリハ難事ニ相違無之事と予而臆想仕居候時日遷延ハ無余儀事と被考申候」との判断を示し、沖繩現地での判断を支持している。また沖繩へ派遣された園田安賢二等警視補も、「当藩御処分之儀旧藩王退城迄ハ無事ニ相運ヒ候得共上京之儀ハ少々面倒ト奉存候」との観察を行っている。そして風波の落ち着いた二七日、富小路が尚典一行を連れ東上し、五月二日、富士見町の邸宅に到着。⁽⁵⁸⁾ 翌三日拜謁した。五日には太政官宛に尚泰の上京延期願を提出したが拒否され、八日、あらためて滞京するように命ぜられている。⁽⁵⁹⁾ その際、尚典は海江田信義元老院議官にこの問題について相談しているが、海江田は如何ともし難い旨を述べ、深く慰撫している。⁽⁶⁰⁾

政府では、尚泰上京へ向けた新たな環境作りが図られていた。西郷従

道參議は三日、伊藤へ宛てて「陳は海軍少佐相良長発旧琉球藩王と交誼有之義に付、縷々被仰越候趣致承知候。如貴命相良長発と申は小松帶刀之兄に而最前琉球表えは数年在勤、旧藩王とは懇親之者に付此節彼地え被差遣候は、旧藩王を誘引の一助には相成可申と愚考仕候。又於当省は同人を琉球え差遣候義聊差支無御座候⁽⁶⁶⁾」との見解を書き送り、伊藤はその意を受けるように、五月六日付で松田に対し、「陸軍少佐相良長発宮内省御用掛被命出張被仰付候間同人へモ万事御相談有之度、同人ハ昔年琉球在勤ニテ藩王ニモ知人之趣旁情実相貫キ幾分カ疑団氷積之廉モ可有之。就テハ立入り心配致見度トノ事至極好手段ト存候ニ付宣布御協議有之度候。勅使再航之事ハ御体面甚如何敷候ニ付、貴意トハ不致符合候得共相良ヲ以之ニ代リ候モノト御承知可被下候」と指示し、「藩王病氣重症ニモ無之ト雖、出京ハ達テ遅延致度情願有之ハ実地難免事ニ可有之候処、拘引云々ハ処置之巧拙ニ憑リ難易ヲ異ニスル場合ニ可立到ニ付、可相成総テ平穩ニ取計相成候様希望之至ニ御坐候⁽⁶⁷⁾」とする。強引に連れ出すよりは、尚泰が受けるであろう摩擦をより少なくする方策が選択されたことを示している。相良長発は五日、宮内省御用掛兼任を命ぜられ、同日、高階経徳医員も五等侍医に昇格し、併せて兩人の沖繩出張が命ぜられた。しかしながら、政府部内での方策の採用が一致して決定されていたわけではない。相良、高階の沖繩出張が決まった後の八日、井上馨参議兼工部卿は、「出立前も申上候様先此度は廃藩立県迄にて、不得止国王当分在島御聞届候而、速政令、法律等を布調候上、徳政を施

し人心を令安候方に御着手可然とも奉存候⁽⁶⁸⁾」と伊藤へ書き送っている。琉球藩を沖繩県へとすることに成功した後の処置について、政府部内では統一していなかったのである。

沖繩現地では別の問題が起きていた。五月一四日、松田が尚健、尚弼に対して華族に列するので請書を差し出すよう求めたところ、兩人は翌日、これを拒否した。廃藩置県後とはいえ、尚泰上京がなされていない段階での華族列任をはっきりと拒否したのである。前述したように、尚泰は一八七二（明治五）年九月に華族に列せられているが、自身が拜謁して受けたわけではない。この時期の華族は族籍の一種であり、三条実美太政大臣、岩倉具視右大臣等の奔走により、新しい上流階級として創出される過程にあったが、⁽⁶⁹⁾尚泰が他の公卿諸侯とともに新しい権威の中に編入されることは、保守的かつ現状維持を要望する旧琉球藩庁にとっては、尚泰と他の公卿諸侯との同列化、特に島津氏との同列関係を意味し、望ましいものではなかった。まして尚泰がそのような状況にある中で、他の王族が請書を差し出すことは王家の棟梁たる尚泰に対して大いに憚られることであった。また前述した五月六日付松田宛の伊藤書翰には、「王子以下東京滞在中如貴察支那公使館へ出入難計ト存候ニ付警察へ嚴重申付置候処、別紙名前之者同公使館へ罷越候段届出候ニ付、今朝小官面会不都合之段申聞将来屹度戒慎候様致置申候」と記す箇所があり、在京の旧琉球藩吏の動向について注意している。在京旧琉球藩吏は、沖繩と連動するように反琉球処分行動を企てていたのである。

とはいえ、この時期になると、久米村士族と共に反政府士族層の中心をなしていた首里士族も、「今日ノ説ハ最早此期ニ立至リ候テハ致方無之、而シテ藩王上京セザレバ政府ノ命ニ從順スルハ憚ル所アリト雖トモ、出京ノ後ハ大和ノ御政事ト判然致ス義ナレバ、県庁ノ命令ニ服従スルニ易シ、又藩王上京ヲ拒ムトキハ國ノ大事ニ立至ルニ付拒ムヲ得ズト吟味致居候段申聞ケ候事」と、柔軟な姿勢をとるようになってはいたが、その一方で、「藩王ヲ大和へ連越シニナル上ハ着京後迎モ帰ル事ハ出来マシ。尤モ先々ヨリ例モ有之儀ニテ毒殺等ニ逢ヒ候モ難計、故ニ如何シテモ出京ハ難出来ト士族輩ニテモ心配致シ居ル段承候」との情報も、松田の許には寄せられていた。

そのような状況下で、五月一八日、相良、高階兩人及び鍋島直彬沖繩県令、原忠順少書記官等が沖繩に到着した。その日のうちに、相良、高階兩人は尚泰仮居を訪れ、高階は尚泰を診察したが、船旅には堪えうるものとの診断を下した。⁽⁷²⁾ その報告を聞いた松田は、「今般上京八十日間延期願ノ儀難聞届旨東京ニ於テ御指令相成タルニ付テハ本日着港ノ郵便船ヲ以テ上京可有之。依テ明十九日ヨリ一周日以内ヲ以テ出発ノ期日ヲ定メ、明日午後二時迄ニ拙者へ申出可有之候也」とする通告をなした。これにより一九日、沖繩との縁故が深い相良が、「首里ニ到リ旧三司官ニ対シ旧交義ヲ以テ説諭スル等ノ方法ヲ施シ置キタル処」、⁽⁷⁴⁾ 尚泰は自らの決断で上京を決意した。このときの模様を、給地蔵役として王の側近にいた喜舎場朝賢は、「旧藩吏は存りに追窮せられたるも旧藩王へ病中

上京を勧め上ぐるに忍びず亦一刻も遅延すれば忽ち処分に陥り奉らんとを恐れ進退兩難胸中悲歎憂煎するのみなりき業已に事機切逼に及で旧藩王翻然として自ら謂へらく駆逼せられ恥辱を受けんよりは寧ろ自ら決するに如かずと乃ち上京を許すの命を發せられたり」と観察している。⁽⁷⁵⁾

とはいえ、旧藩庁は様々な理由から上京期日の延期をはかったが、松田はこれを謝絶し、郵便船の都合などの理由から既定通りの上京を勧告した。沖繩側では特に首里士族層を中心に、尚泰の上京を阻止せんとする動きも大きくなったが、翌二〇日、尚泰自ら各村総代を集めて面論することによりこれを鎮めた。⁽⁷⁶⁾ この面論が如何なるものかは詳らかではないが、これによって滞っていた藩から県への引継事務も、徐々に整いを見せたが、久米村に関しては依然のまま残された。⁽⁷⁷⁾

尚泰は、二七日午前九時、輿に乗り那覇に到着し東海丸に乗船、次男尚寅、随行員及び高階等連れ、正午に那覇港を解纜した。松田は、五月二六日付伊藤宛電報に於いて、「二十七日ヲ以テ旧藩王此地ヲ出発セリ其上次男宜野灣王子モ召連レ上東ノ旨彼レヨリ申出美ニ意外ノ運ニ到リタリ」との感想を述べている。尚泰の決断を「意外」としていることは、東海丸随行員に託した伊藤宛書翰に於いても、

(前略) 而シテ相良少佐一日首里ニ到リ旧三司官ニ対シ旧交義ヲ以テ説諭スル等ノ方法ヲ施シ置キタル処、翌二十日ニ至リ謹而奉命上京ノ返答致シ候得共、出発ノ期日ハ三週日間ノ猶予ヲ頻リニ願請致シ候ニ付、小官ハ其猶予ス可ラサル所以ヲ論シテ(中略) 翌二十一

日ヨリ一周日即チ来ル二十七日出發ト相達シタルニ、遂ニ之ヲ承諾致スノミナラス後ニハ次男宜野灣王子年十三歳幾月ニテ中城王子尚典同腹弟ナリヲ率ヒテ上京ニヨル蓋シ愛子ナラン

王子自ラ望ミ出テタルニヨル蓋シ愛子ナラン

相運ヒ甚タ好結果ヲ得申候(後略)⁽⁷⁹⁾

と述べているように、「実ニ意外ノ運」であつた。前述したように、五月六日時点での伊藤の判断は、尚泰を上京させることを「総テ平穩ニ取計」ことに重点が置かれており、松田としても尚泰が自ら上京するとの決断を下したことは、「実ニ意外ノ運」に思われるものだったのである。

尚家からみれば、既に嫡(長)男が上京している以上、尚泰が次男まで連れて上京することは、正統な第二尚氏王位継承者が沖繩に存在しなくなることを意味する。つまり、旧藩庁側が尚家嫡流の男子を擁立して行動することの根拠を、尚泰自らがなくしてしまつたことである。松田は上記書翰中にて上京への決断要因について、「政府断然不可動ノ御主意タル事ヲ知り勢ヒ屈シ辞尽キタル乎、又ハ支那政府ノ不可恃ヲ知リタル乎」と推測しているが、それ以上に尚泰が次男を連れて、いわば家族共々上京するということは、重大な意義を有しているのである。そのことは上京直後の帰国を尚泰が希望していたとしても、沖繩に於いて尚家「空白」時間が作られたことには変わりはない。また松田は同書翰中にて、「御処分箇条中第一ノ難事タル旧藩王上京一条モ、今既ニ御目的ヲ達シタレハ当地御処分ノ事ハ先ツ局ヲ結ヒタルト存シ候⁽⁸⁰⁾」との感慨を述べているが、廃藩置県を正式に布告し、また藩から県への事務引継

等が行われつつある段階まで辿り着いたことを確認した上で、藩王が上京することが琉球処分の最終目的であつたことを表白していた。

東海丸は二九日鹿児島着後、六月九日、東京に到着し麴町富士見町の宮内省御用邸に入った。同日、相良、高階両名が復命のため参内、拝謁している。そして一七日、尚泰は、尚寅及び随行の者と拝謁する。午前八時に宮内省官員が富士見町の御用邸に迎えに上がり、尚典、尚寅及び按司、親方を同行し赤坂離宮へ向かう。拝謁次第に依れば、まず尚泰父子が明治天皇の御前に進み、拝礼を行っているが、⁽⁸¹⁾尚泰と共に拝謁したのは、尚典、尚寅、小禄按司(向承芳)、具志頭按司(向鴻猷)、護得久按司(向起龍)、与那原親方(馬兼才)、古波津親方(向克治)、末吉親方(毛鳳章)、安谷屋親方(翁承烈)の九名である。そして同日、尚泰は従三位に叙せられ、麝香間祇候を命ぜられて、富士見町の邸宅を下賜された。⁽⁸²⁾尚典は従五位に叙せられ、あらためて東京居住が命ぜられた。

以上の経過を経て、琉球処分は、国内的には完結したのである。

おわりに

『岩倉公実記』は、尚泰父子の拝謁終了後、「尋テ金禄公債証書二十万円ヲ賜フ二十三日道之東京ニ復命ス是ニ於テ南島一体亦全ク府県ノ制ニ帰ス⁽⁸³⁾」と結ぶ。これにより「南島一体亦全ク府県ノ制ニ帰」したわけではないが、沖繩と清国との対外関係を除けば、一応の決着がついたこと

になる。それ以降、行政的には日本の一地方として位置づけられた。

松田は六月一三日那覇を出港、二三日帰京し、二五日復命書を太政大臣に提出して、「其廃藩ノ令ヲ奉セシムルト居城ヲ退去セシムルト旧藩王ヲ上京セシムルトノ三事ハ処分中ノ最大件」と藩王上京を難関の一つに数えながらも、「適応ノ方法ヲ以テ寛猛之ヲ処シ遂ニ寸兵ヲ用ヒスシテ彼ノ三大事ヲ果シ而シテ全島ノ人民依旧無事安寧ヲ樂ムニ至リタル」と自負する。そして自らの処分経過を振り返り、

(前略) 其結果ハ極メテ緩迂ノ責メヲ免レスト雖トモ、道之ノ視ル所ハ一事愉快ノ処置ヲ為ス甚タ易キモ、今般ノ処分タル自ラ外国ノ問題ニ関係シ只ニ内治ニ止マラサルノ一大事件タリ。故ニ処置上幾多ノ忍ヒ難キヲ忍ヒ其緩ト謂ヒ迂ト謂フモ専ラ世論ニ任せ、只自ラ信スル所ヲ以テ処置シタルナリ。然レトモ果シテ廟謨ノ蘊奥ニ適シタルヤ否ヤニ至テハ、頗ル心ニ関スル所ニシテ実ニ恐懼ニ堪ヘス⁽⁸⁴⁾

(後略)

と締めくくる。伊藤・松田の内務省ラインの琉球処分遂行に関する批判があつたことを窺わしているが、比較的穏便な形で終わらせることができたのは、最前線で指揮した松田の手腕であつた。伝記『松田道之』を著した木山竹治氏は、松田の琉球処分を「(前略) 此が衝に当りし松田氏が克く此に処する外交手腕を有せる、明治初年に於ける隠れたる一大外交家たりしを想ふなり」と評価している⁽⁸⁵⁾。松田は「今般ノ処分タル自ラ外国ノ問題ニ関係シ只ニ内治ニ止マラサルノ一大事件タリ」としてい

た。沖縄県設置は、国際的には日本の南限を政府自らが決定することを意味していたからである。

尚泰は七月八日、松田の来訪を受け、松田は、「乍序ニヶ条申上候ト申⁽⁸⁶⁾」、尚健、尚弼両王子が華族に列せられたのに対し、「両王子が旧主と同列するのを憚り固辞したこと、及び沖縄の士族等が役職を命ぜられても辞して受ける者がいない状態について、これらのことは政府の好意を空しくすると同時に、県民自らの利権を放棄するものであるとして、彼等に対し訓示することを乞うた⁽⁸⁷⁾。沖縄現地では、旧藩役人層のサボタージュが続ぎ、県政がスムーズに機能していないことが多かった。「廃置更始の処分は、悉く意志の疎通を欠き、遂に妥協融和を見る事なく、単に命令を強行する策に出でしを以て、新旧事務の受授に、截然たる法式なく、為めに動もすれば、責任の所在明瞭を欠き其の結果違法の行為となるもの尠からざりき⁽⁸⁸⁾」であつたのである。彼等に対して県庁は、説得を重ね職に戻るよう促したが、県政がスムーズに運営するには時間を要した。つまり、尚泰が上京することにより、琉球の版籍奉還と廃藩置県は終了した。しかし、尚泰は上京することでその役割を終えたのではなく、その幕引きは沖縄県政が軌道に乗るまで続いたのである。

注

(1) 「沖縄学」とは、高良倉吉氏によれば、沖縄に関する人文・社会・自然諸科学

による研究の総称のことで、「各ジャンルの個別的な研究を主体に、奄美研究や先島(宮古・八重山) 研究などの地域研究をも包括し、そのうえで沖縄の総合的・体系的な全体像の構築を志向する学術的性格をもつと同時に、沖縄の人々のアイデンティティを追求する思想的性格をも内包している」とされている。(『沖縄大百科事典』上、沖縄タイムス社、一九八三年五月、四三六～四三七頁) 近年、「沖縄学」という呼称、性格等に疑問を生ずる向きもあるが、沖縄に関する総合的研究の意味合いで、現在も用いられている。

(2) 最後の国王尚泰に関するまとまった研究としては、東恩納寛惇『尚泰侯実録』(侯爵尚家蔵版、一九二四年二月)のみである。東恩納は尚家から実録の編纂を依頼され、その際、尚侯爵家では実録編纂のため、沖縄の城中城御殿より膨大な史料を取り寄せて、実録完成を助けた。その史料は、東京へ運ばれていたため沖縄戦による被害を免れ、今日伝存する尚家史料として、沖縄研究に資している。小論では、琉球新報社編『東恩納寛惇全集2』(第一書房、一九七八年八月)に所収する『尚泰侯実録』を用いた。

(3) 琉球の廃藩置県に版籍奉還に代替するものがその前提として必要とされた、という視点は、拙稿『琉球処分』過程に関する一試論―大久保内務卿期を中心に『覚書』風に―(『沖縄文化研究20』法政大学沖縄文化研究所、一九九三年一月)にて素描を示している。

(4) 明治文化資料叢書刊行会編『明治文化資料叢書第四巻 外交編』(風間書房、一九七二年九月)一九頁。本叢書は、松田道之編『琉球処分』全三巻を所収するもので、以下、『琉球処分』と略す。

(5) 『琉球処分』、八頁。

(6) 同右、九頁。

(7) 宮内省図書寮編『三條実美公年譜』(文化資料調査会、一九六九年一〇月複製、七三七頁)。

(8) 『琉球処分』には、井上建議を受けて正院が左院へ琉球問題の審議上陳を命じていることを伝えるが、その際、「之ヲ処分スル」との語句が用いられている。

(9) 我部政男「明治初期の政府と沖縄地方―脱清行動と血判誓約書を中心に―」

(『日本政治学会編『近代日本における中央と地方』岩波書店、一九八五年)、八二頁。

(10) 西里喜行『琉球処分』と樺太・千島交換条約』(荒野泰典、石井正敏、村井章介編『アジアの中の日本史IV 地域と民族』東大出版会、一九九二年九月)、一八二頁。

(11) 安岡昭男氏は、実際に左院答議の起草に関与したのは北沢正誠、横山由清と推測している。(同『明治前期官辺の沖縄論』、『沖縄文化研究10』法政大学沖縄文化研究所、一九八三年一〇月、八頁) 左院の見解から、政府内の伝統的な琉球異国論の存在を明らかにするのは困難ではなからうか。

(12) 『琉球処分』、九頁。

(13) 左院答議には、東アジア国際関係を規定していた華夷秩序を、日本を中心に再編しようとする意向が窺える。浜下武志氏は、琉球に対する慶賀使(將軍襲職時)並びに謝恩使(琉球国王襲封時)の派遣強要を、中琉間における朝貢関係を換骨奪胎したものだとして、日本は中国が保持する朝貢関係に模して自らの近隣関係を形成しようとした、という。(浜下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、一九九七年五月、七一～七二頁) また一八七五(明治八)年の日清交渉の場において、琉球問題をめぐる鄭永寧臨時代理公使の回答を、「日本側の臨時代理公使とはいえ、漢人官僚の目から見ると、日本と琉球の関係は朝貢―冊封の関係に他ならなかった」とも指摘している。(浜下前掲著、一二四頁)

(14) 『琉球処分』、九頁。

(15) 「史料稿本(尚泰関係史料)」(『那覇市史 資料篇第二巻中の四』那覇市役所、一九七一年一〇月)、一一二頁。以下、「史料稿本(尚泰関係史料)」と略す。

(16) 真栄平房昭「幕藩制国家の外交儀礼と琉球―東照宮儀礼を中心に―」(『歴史学研究』六二〇、青木書店、一九九一年六月)、四〇頁。

(17) 『琉球処分』、一二二頁。

(18) 同右、一三頁。

(19) 真栄平前掲論文、四一～四二頁。真栄平氏は、維新慶賀使による天皇への拝謁を冊封儀礼というが、冊封における宗属関係の具体的表現は藩属国からの朝貢

であるとすれば、維新慶賀使の天皇への拜謁に関して、朝貢したとはいえないのではないか。

(20) 「琉球使臣上京書類」(外務省外交史料館所蔵、四類一項四一四号)

(21) 真栄平前掲論文、四一頁。

(22) 安良城盛昭「琉球処分論」(安良城盛昭「新・沖繩史論」沖繩タイムス社、一九八〇年七月)、一八四頁。また高良倉吉氏が言う、

日本における廃藩置県(一八七一年)は、(中略)「版籍奉還」(一八六九年)を前提に実施されたが、琉球国王の場合は天皇から土地・人民の支配権を授けられたことはなかったため、「版籍」を天皇に「奉還」する必要はなかった。(同

「琉球王国」岩波書店、一九九三年一月、一七八頁)

との議論には疑問を感じざるを得ない。

(23) 我部政男氏は、琉球処分は、版籍奉還と廃藩置県を同時に行つたもの、とする見方をする。(我部前掲論文、八三頁、同「日本の近代化と沖繩」『岩波講座近代日本と植民地』岩波書店、一九九二年一月、一〇五頁)小論は前述したように、版籍奉還と廃藩置県とが同時並行的に行われたのではなく、版籍奉還に代替する行事がなされた後、廃藩置県宣言がなされたと考えている。

(24) 『琉球処分』、七七〜七八頁。

(25) 同右、八五頁。

(26) 同右、九六〜九七頁。

(27) 大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」(日本政治学会編『近代日本における中央と地方』岩波書店、一九八五年)、四三〜五九頁。また大島氏は同論文末尾を、

大久保が掌握する内務省は、明治一〇年の時点で地方に屹立した旧藩的権力をほぼ完全に制圧し、地方庁をその手中におさめた。それは同時に、中央優位の価値体系の下に地方を従属させる体制の発足でもあった。(五八頁)

と締めくくる。大島氏によるならば、一八七五(明治八)年段階では、内務省の地方庁掌握は充分ではなく、政府意志貫徹することが難しかった時期である。それは琉球問題に関しても同様であるといえよう。また逆に廃藩置県宣言が行わ

れた一八七九(明治一二)年段階では、地方を完全に抑えている以上、琉球の独自性を理由とした反県設置行動も、沖繩県設置という政府意志を覆させることはできないのである。

(28) 同右、一〇三頁。

(29) 同右、一〇四〜一〇八頁。

(30) 同右、一六〇頁。

(31) 『大久保利通文書』第六(日本史籍協会、一九二八年九月)、四六一頁。

(32) 『大久保利通日記』下(日本史籍協会、一九二七年四月)、四三三頁。

(33) 『大久保利通文書』第六、四五九頁。

(34) 『琉球処分』、一五五頁。

(35) 同右。

(36) 『大隈重信関係文書』第三(日本史籍協会、一九三三年一二月)、四〇一頁。

(37) 『琉球処分』、二〇三〜二〇四頁。

(38) 同右、一八五頁。

(39) 同右、一八六頁。

(40) 同右、一九三頁。

(41) 同右、二〇三頁。

(42) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』六(塙書房、一九七八年三月)、二〇〇頁。

(43) 我部政男、広瀬順昭編『国立公文書館所蔵勅奏任官履歴原書』下(柏書房、一九九五年六月)、五七九頁。

(44) 我部前掲論文、八四頁。

(45) 『琉球処分』、二二三頁。

(46) 同右、二二八頁。

(47) 『史料稿本(尚泰関係史料)』、一九五頁。

(48) 『琉球処分』、二二四〜二二六頁。

(49) 同右、二八九頁。

(50) 前掲『伊藤博文関係文書』四(一九七六年三月)、一五七頁。

- (51) 山県有朋参議兼参謀本部長は、四月十三日、伊藤に宛てて「扱過日琉球云々の報告書下命にて早速品川より送致忝奉謝候。此際は藩王も直に上京、万般無事に落着可仕敷と察申候。就而は彼是御配神不少不堪想像候。兎角清国とは一大議場を開き不申敷、爾後如何の景況に有之候や、御序も有之候は、拜承仕度奉存候」(前掲『伊藤博文関係文書』八、一九八〇年二月、九六頁)と書き送っており、対清関係を懸念している。
- (52) 『琉球処分』、二九〇頁。
- (53) 同右、二三一頁。
- (54) 同右、二三四頁。
- (55) 同右、二三六〜二三八頁。
- (56) 同右、二四五頁。
- (57) 『尚泰侯実録』、四二二頁。
- (58) 『琉球処分』、二五三頁。
- (59) 前掲『伊藤博文関係文書』七(一九七九年二月、二〇四頁)。
- (60) 「参考史料雑纂」一一五(宮内庁書陵部所蔵、明四二六)。
- (61) 「三条家蔵秘簡」一〇(宮内庁書陵部所蔵、明二〇一)。
- (62) 『尚泰侯実録』、四二三頁。
- (63) 『沖繩県史』二二卷(琉球政府、一九六六年三月)、三二九頁。
- (64) 宮内庁書陵部『明治天皇紀』第四(吉川弘文館、一九七〇年八月、六六二〜六六三頁)。
- (65) 『尚泰侯実録』、四二四頁。
- (66) 前掲『伊藤博文関係文書』五(一九七七年三月、七九頁)。
- (67) 『琉球処分』、二九四〜二九五頁。
- (68) 前掲『伊藤博文関係文書』一(一九七三年一月、一五七頁)。
- (69) 大久保利謙「華族(公卿・諸侯)の結集と解体」(『大久保利謙著作集3 華族制の創出』吉川弘文館、一九九三年六月、一六九〜二九〇頁)。
- (70) 『琉球処分』、三一頁。
- (71) 同右、三一〜三二頁。
- (72) 『尚泰侯実録』、四二四頁、喜舎場朝賢『琉球見聞録』(至言社、一九七七年一月覆刻)、一三四頁。高階に拠れば、尚泰の病状は「(前略)按スルニ全ク門脉常調ヲ失ヒ随テ肝臓充血シ之ニ兼ルニ胃腸ノ不和時アツテ腦ニ交感シ諸症錯出所謂「依ト昆垓兒」充神血経ノ病症下腹ノ候ニシテ即今危嶮ノ症状之レ無シト雖トモ歳月ヲ期シテ全癒ヲ望ムヘキノ症ニ非ス依テ診断ノ概略ヲ上申ス」(『琉球処分』、二六一頁)。
- (73) 『琉球処分』、二六一頁。
- (74) 同右、一九七頁。
- (75) 『琉球見聞録』、一三四〜一三五頁。
- (76) 『尚泰侯実録』、四二五頁。
- (77) 同右、四二五頁、『琉球見聞録』、一三五頁。
- (78) 『琉球処分』、二九五頁。
- (79) 同右、一九七頁。
- (80) 同右、一九七頁。
- (81) 「史料稿本(尚泰関係史料)」、二〇〇〜二〇一頁。
- (82) 同右、二〇一頁、『明治天皇紀』第四、六八 四頁。
- (83) 『岩倉公実記』下(皇后宮職御蔵版、一九二七年七月)、五七七頁。
- (84) 『琉球処分』、二七四〜二七五頁。
- (85) 木山竹治「松田道之」(鳥取県教育会、一九二四年一〇月、三八頁)。
- (86) 「史料稿本(尚泰関係史料)」、二〇二頁。
- (87) 『尚泰侯実録』、四三二頁。
- (88) 同右、四三六頁。